

## 北斗市地域担い手センター設置要領

### 第1条 名称

本会は、北斗市農業振興対策協議会（以下「協議会」という。）の専門部会とし、北斗市地域担い手センター（以下、「担い手センター」という。）と称する。

### 第2条 目的

担い手センターは、北斗市の農業担い手となる経営体（認定農業者）の創出を目的とし、新規参入希望者及び農業生産法人設立希望者への育成支援を行うものとする。

北斗市へ新規参入を希望する者の円滑な就農を促進するため、関係機関と連携し、新規参入希望者が確実に定着し安定した農業経営が行えるよう支援を行うものとする。

また、北斗市で営農する農業者が経営基盤の強化や地域営農支援のため、農業生産法人を設立・事業化する取り組みに対して、設立から事業安定までの支援を行うものとする。

### 第3条 活動

担い手センターは前条の目的を達成するため、次の活動等を実施する。

#### 1 新規参入者の支援に関すること

- (1) 新規参入者確保及び就農地等確保に向けた方針の策定
- (2) 受入指導農家の選定及び登録
- (3) 受入・実践研修プログラムの策定・確認及び評価
- (4) 新規参入希望者の経営安定に向けた指導・助言
- (5) その他担い手センターの目的達成に必要と認められる事項

#### 2 農業生産法人化の支援に関すること

- (1) 法人化志向農家の相談窓口の設置
- (2) 法人化に必要な事務コーディネート
- (3) 農業生産法人の経営安定に向けた指導・助言
- (4) その他担い手センターの目的達成に必要と認められる事項

#### 3 後継者育成に関すること

### 第4条 会員の構成

1 担い手センターの会員は次の機関により構成する。

- (1) 北斗市
- (2) 北斗市農業委員会
- (3) 新函館農業協同組合大野基幹支店
- (4) 渡島農業改良普及センター
- (5) 北海道指導農業士
- (6) 北斗市野菜生産出荷組合
- (7) その他担い手センターの目的達成に必要と認められる機関

## 第5条 役員

担い手センターの業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

- 2 担い手センターの事務局長は協議会の事務局長とする。

## 第6条 事務局

- 1 担い手センターの事務処理は協議会の事務局で所管するものとする。

## 第7条 運営会議

- 1 運営会議は円滑な支援と情報共有のため、定例開催とし、事務局長が招集する。

- 2 次の事項については、協議会の総会に議案上程し議決を諮る。

- (1) 会員の加入及び脱会の決定
- (2) 要領の改正
- (3) 事業計画の決定
- (4) 事業計画の承認
- (5) その他事業に関し重要だと判断される事項

## 第8条 事業年度

担い手センターの事業年度は、協議会の事業年度と同様とする。

## 第9条 その他

- 1 本要領に定めのないものは、協議会規約に準じて執り行う。
- 2 本要領に定めるほか、担い手センターの運営に関して必要な事項は事務局長が別途定める。

## 附則

この要領は平成25年4月30日から施行する。